

旧国立駅舎運営連絡会（令和5年度第2回）

日時 令和5年9月27日（水曜日） 午後7時から

場所 矢川プラス 多目的ルーム 小

今日の流れ

▶ 開会のあいさつ

▶ 連絡、報告事項

- 1) 旧国立駅舎運営状況等について（来館者数・イベント実績レポート） 【別紙】
- 2) 旧国立駅舎周辺の整備事業について 【別紙】
- 3) 運営連絡会について（基本的事項のおさらい）

▶ 意見交換

- ・グループに分かれて意見交換
- ・全体共有

旧国立駅舎の概要①



所在地 国立市東 1-1-69

閉館日 年末年始 (12月29日～1月3日)

開館時間	
平日	【広間】 午前7時～午後10時 【まち案内所・展示室】 午前10時～午後7時
土曜 日曜 祝日	【広間】 午前9時～午後10時 【まち案内所・展示室】 午前9時～午後7時

旧国立駅舎の概要②

大正時代末期、箱根土地(株)（現（株）西武リアルティソリューションズ）と東京商科大学（現一橋大学）が「理想の学園都市」をめざし、国立大学町を現在の国立駅周辺に開発したときに、箱根土地(株)がまちのシンボルとして駅舎をつくりました。

大正15（1926）年の開業当初、「赤い三角屋根に白い壁」という典型的洋館風の駅は、国立大学町の広告塔として大きな役割を担い、文化的なまち国立をイメージするデザインとして、分譲広告には駅の写真が大きく掲載されました。

国立駅舎は平成18（2006）年に国立市有形文化財に指定され、丁寧に解体され市が部材を保管しました。

令和2（2020）年に、「旧国立駅舎」として大正15（1926）年の創建当時の姿で再築されました。

(写真所蔵：くにたち郷土文化館)



■ 活用コンセプト

市内外の人々が集う交流拠点

さまざまな出会いが生まれる

「まちのラウンジ」

市内情報発信・回遊性の向上

まちの魅力が集まり広がる

「くにたちと出会う玄関口」

文化の発信

文教都市にふさわしい

「歴史・文化・芸術の発信拠点」

■ 活用キャッチフレーズ

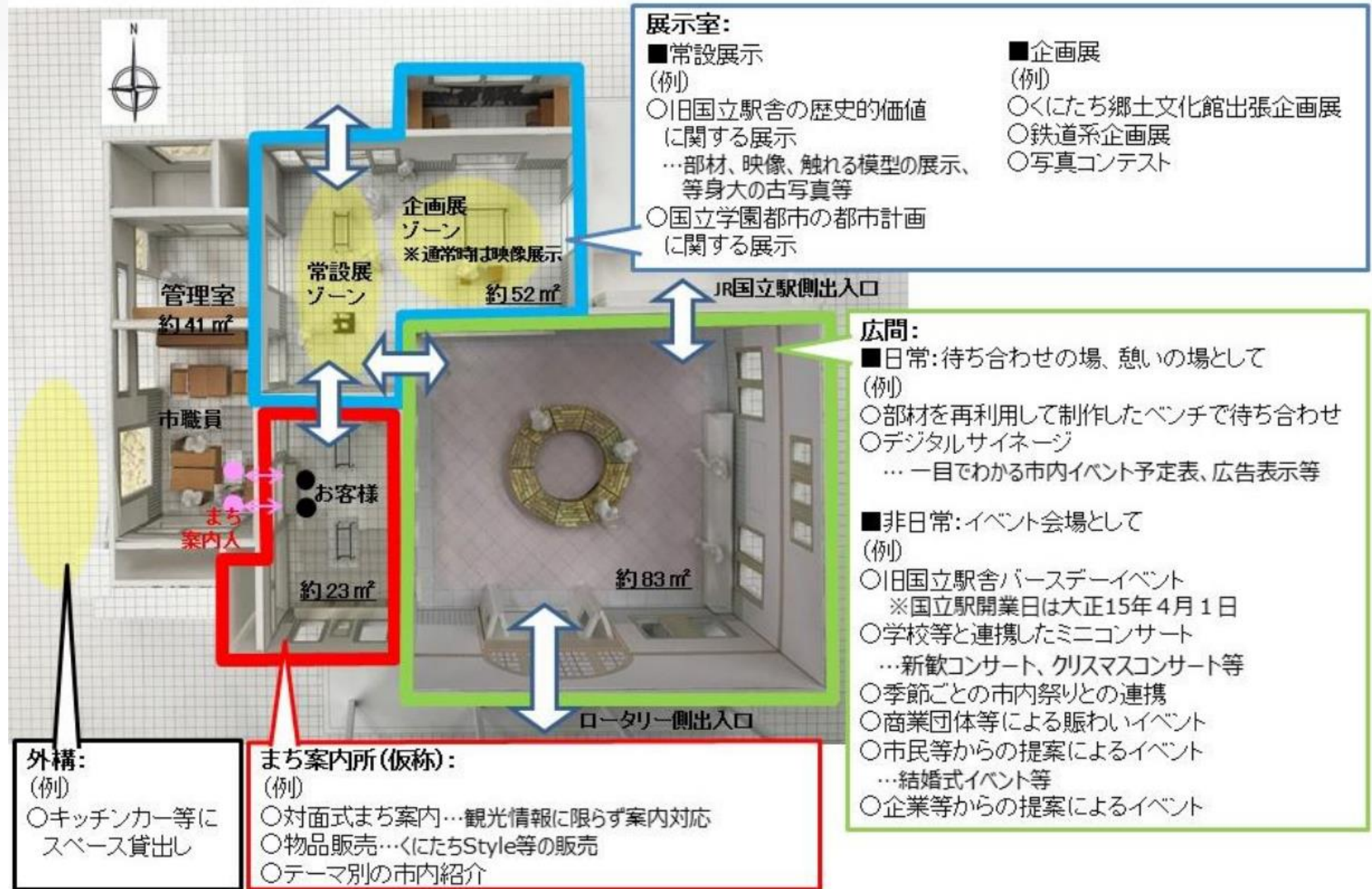
三角屋根で “まちあわせ”

元々の駅舎としての機能の一つに「待ち合わせ」があります。

これに「まち全体をつなぐハブ機能」や「まちの情報発信機能」といった、くにたちのまちと出会う「街あわせ」という意味を含めました。

※平成 29（2017）年 3 月 「旧国立駅舎活用方針報告書」 より。

旧国立駅舎の活用イメージ図（開業前）



旧国立駅舎の施設の利用①

広間・展示室・屋外スペースは、旧国立駅舎の**設置の目的**を妨げない範囲において、

次の①～⑥のいずれかに当てはまる内容であれば、営利目的・非営利目的を問わず使っていただくことができます。
(営利目的利用の場合は使用料をいただきます。)

- ① まちの**にぎわいの創出**に関すること
- ② 人々の**憩いの場の提供**に関すること
- ③ **まちの魅力等の情報発信**に関すること
- ④ まちの**歴史及び文化財**に関する資料の展示等に関すること
- ⑤ **文化芸術の普及**に関すること
- ⑥ その他市長が**適当と認めるもの**

部屋を閉め切って独占的に使うのではなく、**出入り自由な中で使っていただくことが基本**です。

設置目的

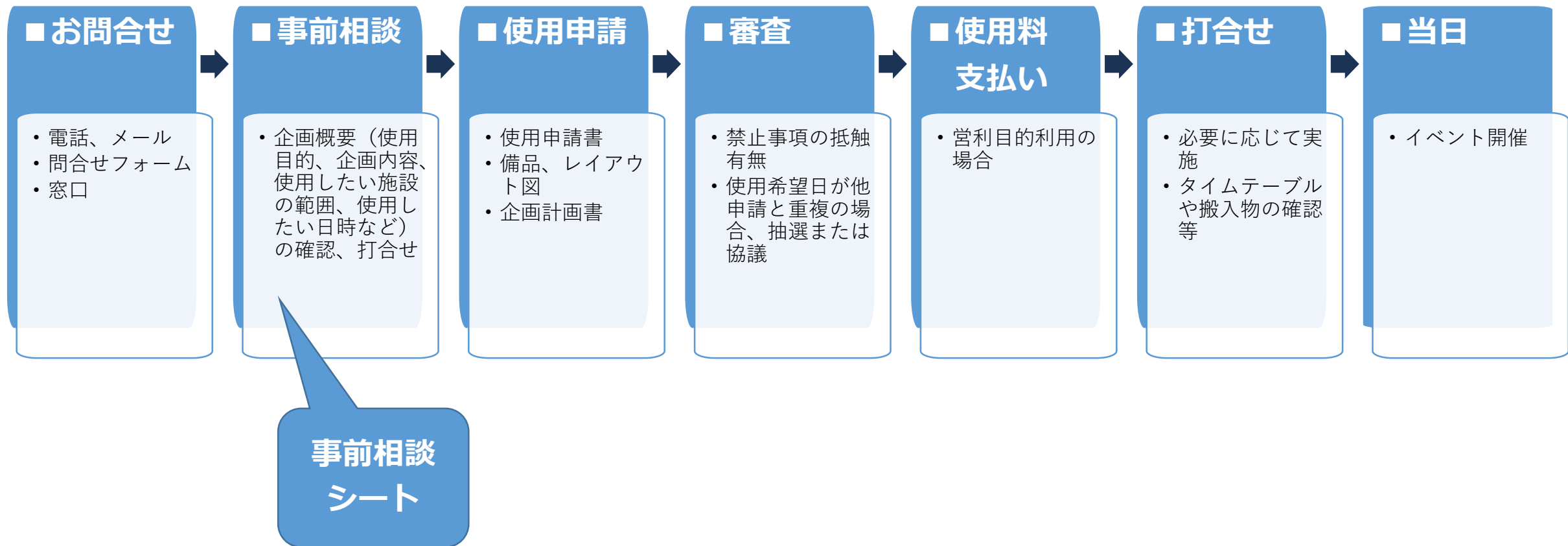
文化財としての旧国立駅舎の
歴史的価値を後世に伝える

まちの回遊性の向上

魅力あるまちづくりの推進

公民館やホール、市民プラザ等の会議室とは異なる点

代表的な使用申請の流れ



旧国立駅舎の施設の利用③

営利目的利用について

旧国立駅舎の建物内または敷地内において物品販売、入場料徴収、商業宣伝などを行いたい場合は、使用申請書にその旨を記載し、確認を受けてください。営利目的利用にあたるかどうかは事前相談の際に詳細をお伺いし、個別に判断いたします。

【参考】

営利目的利用にあたるかどうかは個別に判断いたしますが、一例を掲載いたします。

例	分類
製品・飲食物・農産物の販売	営利
製品・サービスの販売、宣伝、相談会、アンケート、サンプリング	営利
入場料を徴収する企画展の開催	営利
実費程度の参加料を徴収するワークショップ	非営利
販売を伴う国立市後援事業	営利
販売を伴う国立市からの委託事業	免除

使用料

広間（営利目的の場合、以下同じ）

午前 9:00-12:00	午後 13:00-17:00	夜間 18:00-22:00	全日 9:00-22:00
5,000 円	7,000 円	7,000 円	19,000 円

展示室

全日（平日） 10:00-19:00	全日（休日） 9:00-19:00
12,000 円	14,000 円

第 1 屋外スペース・第 2 屋外スペース

9:00-12:00	13:00-17:00	9:00-17:00
3,000 円 (1,500 円)	4,000 円 (2,000 円)	7,000 円 (3,500 円)

※市内に所在する事業者・団体等は（）内の金額です。

公の施設の「使用」について

公の施設の使用に関しては、「**正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない**」とされており（地方自治法244条2項）、その「正当な理由」に該当する例として、

- 公の施設の利用に当たり使用料を払わない場合
- 公の施設の利用者が予定人員を超える場合
- その者に公の施設を利用させると他の利用者に著しく迷惑を及ぼす危険があることが明白な場合

等とされている。

以上の事項が、施設の利用の制限が認められる理由として解釈が示されているが、これまで**公の施設の使用許可**に関し訴訟で争われた事案をみると、違法性のあることが明確な場合等を除けば、基本的には、**集会の自由**や**言論の自由**など憲法の規定する基本的人権が保障されるべきであって、**実質的には公の施設の利用を拒める事案**というのはきわめて限定的である。

旧国立駅舎は「公の施設」

旧国立駅舎に関する例規①

旧国立駅舎条例（抄）

（設置）

第1条 国上市指定有形文化財としての旧国立駅舎の歴史的価値を後世に伝えるとともに、その活用を図り、もってまちの回遊性の向上及び魅力あるまちづくりの推進に寄与するため、旧国立駅舎を設置する。

（事業）

第3条 旧国立駅舎は、次に掲げる事業を行う。

- （1） まちのにぎわいの創出に関すること。
- （2） 人々の憩いの場の提供に関すること。
- （3） まちの魅力等の情報発信に関すること。
- （4） まちの歴史及び文化財に関する資料の展示等に関すること。
- （5） 文化芸術の普及に関すること。
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

（使用の申請及び承認）

第10条 広間等を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、旧国立駅舎の設置の目的を妨げない範囲において、第3条各号に掲げる事業に準じた事業等を行う場合に限り、前項の承認を行うことができる。

旧国立駅舎に関する例規②

旧国立駅舎運営連絡会設置要綱（抄）

（設置）

第1条 旧国立駅舎の適正な管理運営を図るとともに、旧国立駅舎を拠点として魅力あるまちづくりを推進することを目的として、旧国立駅舎運営連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 連絡会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 旧国立駅舎の管理運営に関する意見交換
- (2) 旧国立駅舎の活用に関する意見交換
- (3) 前2号に掲げるもののほか、旧国立駅舎及び地域の価値の向上に関する意見交換

（組織）

第3条 連絡会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学している18歳以上の者
 - (2) 学識経験者
 - (3) 商工業、観光業又は金融業を営む者
 - (4) 地域活動を行う者
 - (5) 文化芸術又はデザインに関する知見を有する者
 - (6) 文化財関係者
 - (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 前項第1号に掲げる委員は、公募する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

国立市附属機関等の設置及び運営に関する要綱（抄）

（趣旨）

第1条 この要綱は、執行機関の附属機関及びこれに類似する懇談会等（以下「附属機関等」という。）の設置及び運営について、法令の定めがある場合を除き、準拠すべき基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、法律又は条例に基づき設置するものをいう。

2 この要綱において、「懇談会等」とは、法律又は条例に基づかず、専門知識の導入、利害の調整、市政に対する市民意思の反映等を目的として、要綱等により設置するものをいう。ただし、次に掲げるものは除く。

- （1）市職員（会計年度任用職員を含む。）のみを構成員とするもの
- （2）他の地方公共団体、関係機関等の団体が構成員となって組織され、構成員の負担金等により運営されているもので、市に事務局が置かれているもの

（懇談会等の設置）

第7条 懇談会等の設置に当たっては、委員個人の意見表明又は意見交換の場であるという懇談会等の基本的性格を考慮し、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）懇談会等については、原則として審議会、審査会、調査会等の附属機関と紛らわしい名称を用いないこと。
- （2）懇談会等における意見は、個々の委員の意見表明とし、懇談会等においては、機関意思の表明と紛らわしい諮問及び答申の形式をとらないこと。
- （3）懇談会等は、委員の意見を集約する性格を有しないことから、会議の定足数及び採決の方法については定めないこと。

旧国立駅舎運営連絡会の実績

第1期（令和元年12月～令和3年3月）

- ・ オープニングイベントについて
- ・ 旧国立駅舎活用のアイデア出し
- ・ 1、3、10年後の旧国立駅舎と国立のまちの姿
- ・ 将来像実現に向けて
- ・ 旧国立駅舎周辺の検討について
- ・ 事前相談等の改善検討
- ・ 事前相談等のロールプレイ

（第1期）令和元年度：3回 令和2年度：4回

第2期（令和3年4月～令和5年3月）

- ・ 旧国立駅舎周辺の整備について
- ・ 旧国立駅舎と東西広場の活用
- ・ 令和3年11月のイベントについて → ウォールメッセージ
- ・ 広場等整備アンケート素案
- ・ 東西広場・円形公園整備基本方針素案について
- ・ 旧国立駅舎の将来像「1、3、10年後の姿」と利活用実績
- ・ 目標「定着、展開、チャレンジ」「国立と谷保、矢川方面をつなぐ」
- ・ ゲスト2名「コミュニティウエディング」「国立を音楽のまちに」
- ・ 令和4年11月のイベントについて → らくがきひろば

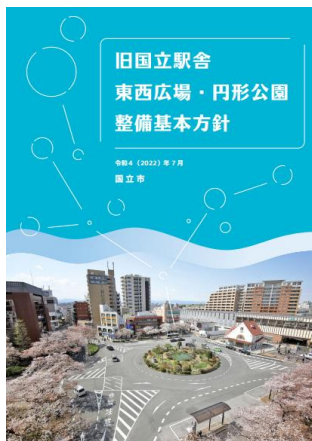
（第2期）令和3年度：6回 令和4年度：4回

年 月 日

旧国立駅舎使用「事前相談シート」（イベント用）

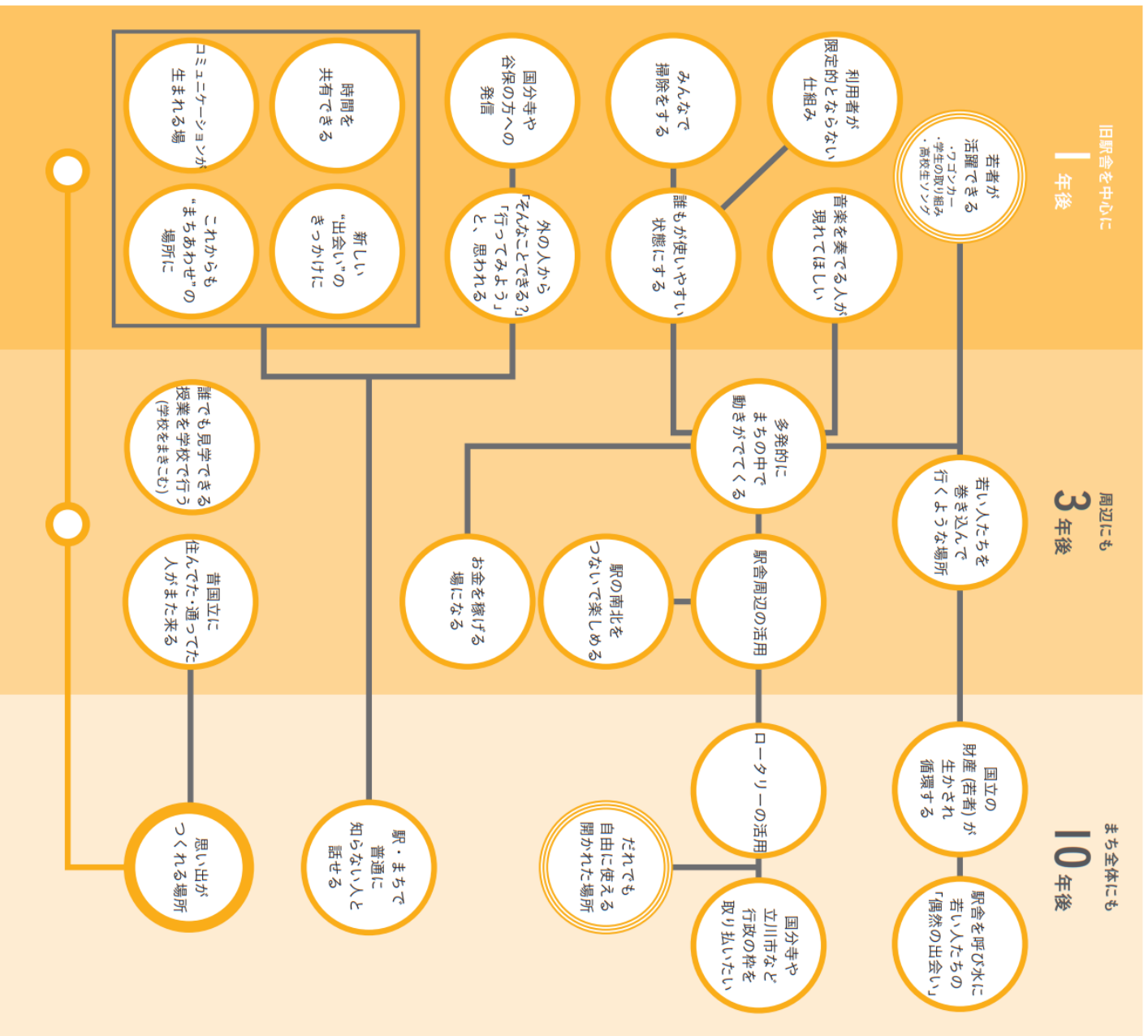
（注）事前相談シートを提出しても申請は完了していません。指定された期日までに必ず本申請をしてください。
※は**必須**記入項目。それ以外は記入が難しい場合は空欄のままご提出ください。

※タイトル案	
※イベント種類	<input type="checkbox"/> 展示 <input type="checkbox"/> ライブ <input type="checkbox"/> ワークショップ <input type="checkbox"/> 販売 <input type="checkbox"/> その他（ ）
※使用希望施設	<input type="checkbox"/> 広間 <input type="checkbox"/> 展示室 <input type="checkbox"/> 第1屋外スペース <input type="checkbox"/> 第2屋外スペース



テーマ

1年後、3年後、10年後の旧駅舎と国立のまちの姿をえがいてみましょう！



キーワード

- ・バスが発展している
- ・人が集う
- ・外国人との共有・共感・交流
- ・多世代交流、同じ趣味
- ・多様性
- ・国立のライフスタイルの魅力
- ・面白さ、楽しさ
- ・新、旧の違いを楽しむ
- ・子育て、助け合い
- ・歴史や想い、ランド、シンボル

課題

- ・駅舎に人がとどまるようにするには？
- ・地元の人達だけの盛り上がりで終わらせないようにするには？
- どう発信する？

凡例

- 当日でた意見
- 重複した意見
- 1年後・3年後・10年後各年で共通して出た意見

1年後・3年後・10年後の旧国立駅舎と国立のまちの姿

旧国立駅舎3年間の総括

成 果

- 年間約100件のイベント利活用実績
- 多種多様なイベントの開催
- 観光案内機能が近隣自治体と比較して充実している
(対面まち案内、タイムリーな情報発信)
- 年間42万人の来館者
- 待ち合わせ場所や休憩場所として多くの市民に利用されている
- プレイピアノによって、より魅力的な憩いの空間を創出できた

課 題

- 貸館化している
- 物販、飲食イベントの解禁
- 国立駅周辺地域と連携したイベントの拡充
- 物販の販売方法をもっと工夫の余地あり(広間等で売る、イベントとの連携等)
- 駅前の立地で来館者が多く、またイベント等の利活用の頻度が高い。全国的にもこのような公共施設は珍しく、その特殊性ゆえに生じるトラブル対策
- 管理運営の効率化(業務委託内容の見直し)
- マンネリ化(物販商品、展示物のリニューアルや四季に応じた変化)
- 施設が狭いため、利活用できるエリアが限定的であり、消耗品や備品を保管する場所も不足している

今年度／今期の連絡会に市が期待していること①

運営連絡会の設置目的（要綱より）

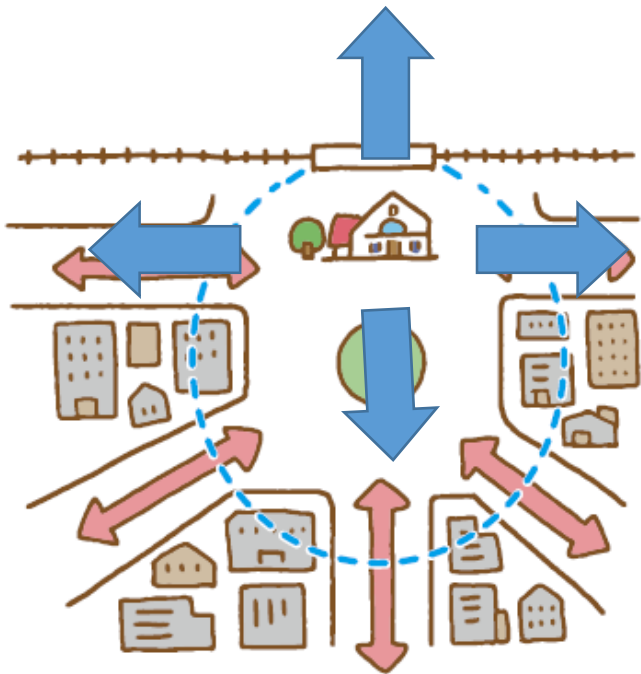
適正な管理運営を図る

旧国立駅舎を拠点として
魅力あるまちづくりを推進する

旧国立駅舎の管理運営で気になるところがあればその都度ご意見を
いただきたい。

旧国立駅舎の設置目的（条例より）

旧国立駅舎の活用をもって
「**まちの回遊性の向上**」と「**魅力あるまちづくりの推進**」に寄与する




次ページ

例えば、以下の整備への整備状況、運営手法の
検討についてのご意見

- ・ 旧国立駅舎の東西の広場空間
- ・ 国立駅南口駅前広場ロータリー、円形公園)
- ・ …

まちの回遊性の向上

- 旧国立駅舎からの回遊
 - ・ 国立駅周辺
 - ・ 北
 - ・ 谷保
 - ・ 矢川
 - ・ 南部地域
 - ・ 近隣市
- 回遊を促すもの
 - ・ 3駅（国立駅・谷保駅・矢川駅）の連携
 - ・ 商店会
 - ・ 祭り、イベント
- 回遊の拠点となり得るところ
- 回遊の手段
- …



※「まちの回遊性」と聞いて、
人によってイメージする規模や手段は異なる。

意見交換